

東員町建設工事発注基準

1 総則

東員町が発注する建設工事はこの基準によるものとする。

2 発注方式

発注方式は下表によるものとする。

一般競争入札（東員町条件付一般競争入札実施要綱による）

業種	入札参加資格要件
土木一式工事	別紙入札参加資格要件一覧による。
建築一式工事	
舗装工事	
造園工事	
鋼橋製作・架設工事	
機械設備製作・据付工事	
電気・通信設備工事	
下水機械設備工事	
下水電気・通信設備工事	
管工事	

3 特例

次に該当する場合には、上記の発注方式によらず、発注できるものとする。

- ア 案件の内容等の理由から、予想される入札参加希望者が、適正な競争性の確保が困難と判断できるほど少数であることが予め予想されるもの
- イ 一回以上の入札に付し、入札が不調又は不成立となった案件で、再度の入札に付すことが不相当と各部局長が認めるもの
- ウ 災害等緊急を要するもの
- エ 特殊技術等を要するもの
- オ 予定価格が130万円を超えない小規模工事
- カ 発注済の工事に密接な関連がある小規模工事
- キ その他東員町指名審査会が一般競争入札に付すことが不相当と認めるもの

4 入札参加資格

東員町入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

5 総合評定値及び完成工事高

総合評定値及び完成工事高は経営事項審査結果通知書（通知日が入札日より1年以内でかつ最新のものに限る）によるものとする。なお、軽微な工事だけを請負う小規模修繕工事等の入札参加資格者名簿に登録されている者は、別紙入札参加資格要件一覧により参加要件を満たしている場合（総合評定値の下限を設定していない工事及び完成工事高を要件としていない工事）において、経営事項審査結果通知書の提出を義務付けないこととする。